

改正

昭和48年12月24日条例第34号

昭和57年12月17日条例第36号

昭和60年3月26日条例第17号

平成6年9月19日条例第36号

平成7年3月23日条例第11号

平成14年9月18日条例第41号

平成17年3月30日条例第8号

平成18年3月31日条例第22号

平成18年9月19日条例第43号

平成23年3月30日条例第7号

平成23年3月30日条例第8号

平成28年3月30日条例第18号

平成31年3月29日条例第16号

令和元年7月1日条例第3号

令和4年3月31日条例第3号

令和4年12月23日条例第51号

令和5年3月31日条例第7号

奈良市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもに対する医療費の一部を助成し、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」と

いう。)による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者である子どもを養育している者（養育者がいない場合その他の市長が特に必要と認める場合にあつては、当該子ども）とし、この場合においての子どもは、本市に居住している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

- (1) 当該子どもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けて医療が行われる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該子どもが全ての医療費（国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合にあつては、当該法令の規定によつて対象者が負担した額）の全額が法令等の規定により支給される者
- (3) 当該子どもが奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年奈良市条例第4号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者
- (4) 当該子どもが奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の適用を受けて医療費の助成を受ける者
(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつて対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）について行うものとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第85条第2項に規定する食事療養標準負担額に相当する額
- (2) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額
- (3) 市長が別に規則で定める額
(助成の方法)

第3条の2 医療費の助成は、当該子どもが病院若しくは診療所又は薬局等で医療を受けた場合に、規則で定めるところにより、市長が助成金を対象者に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、当該子ども（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。）が市長の指定する病院若しくは診療所又は薬局等（以下「指定医療機関」という。）で医療を受けた場合には、市長は、前条の規定により当該対象者に支給すべき助成金の額の限度において、その者が当該指定医療機関に支払うべき費用を、その者に代わり当該指定医療機関に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた対象者に対し、助成金の支給があつたものとみなす。

(証明書の交付等)

第4条 市長は、対象者に対し、当該子どもであることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、前項の証明書を指定医療機関において当該子どもが医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、自ら又は当該子どもが住所を変更したときその他規則で定める事由が生じたときは、その旨を速やかに市長に届けなければならない。

(受給権の保護)

第6条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者に対しては、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、対象者が当該子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和48年12月24日条例第34号)

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月17日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の奈良市乳児医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 3 月26日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市乳児医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和59年10月 1 日（以下「適用日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の奈良市乳児医療費の助成に関する条例の規定により適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行つているときは、改正後の条例の規定により医療費の助成を行つたものとみなす。

附 則（平成 6 年 9 月19日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 6 年10月 1 日から施行する。

（奈良市乳児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の奈良市乳児医療費の助成に関する条例の規定は、平成 6 年10月 1 日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月23日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

- 2 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成14年 9 月18日条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 3 月30日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月31日条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 9 月19日条例第43号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月30日条例第 7 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月30日条例第 8 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月29日条例第16号)

改正

令和元年7月1日条例第3号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例及び奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年7月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の改正規定 令和5年4月1日 (以下「第1号施行日」という。)

(2) 第1条中奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定 令和5年6月1日 (以下「第2号施行日」という。)

(実施のための準備)

2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の規定により新たに同条の規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第1号施行

日前においても行うことができる。

- 3 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定により新たにこれらの規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、第2号施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第1条の2の規定は、第1号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第1号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例第3条の2第2項、奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条の2第2項及び奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例第3条の2第2項の規定は、第2号施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、第2号施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(実施のための準備)

- 2 この条例による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項の規定により新たに同項の規定の適用を受けることになる者に係る医療費の助成に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第2条第1項の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。